

長田区地域づくり活動助成に関する要綱

平成 15 年 6 月 1 日

長田区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区の施策方針に資するまちづくり事業について、区民が自ら企画・提案し、実施する長田の魅力ある地域づくりに関する活動（以下「地域づくり活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(交付目的)

第 2 条 この要綱は、地域づくり活動を通じて、幅広い区民の参画のもと、長田の魅力資源を活用・創造し、魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

(助成対象団体)

第 3 条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、長田区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織とする。ただし、第二次産業に関連する製品の製造、研究、企画、販売を行う事業者（以下、「モノづくり事業者」という。）については、第 4 条の全てを満たす場合に限り申請することができる。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの（ただし、モノづくり事業者は除く。）、及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

(助成対象活動)

第 4 条 助成対象となる地域づくり活動は、次の各号全てを満たすものとする。

- (1) 他地域の模範となる活動であり、活動開始から 5 ヶ年（最初の 3 ヶ年を「立ち上げ期」、残りの 2 ヶ年を「自立支援期」という。）以下の初動期の活動であること。ただし、モノづくり事業者が申請する場合は、活動開始から 3 ヶ年以下の初動期の活動であること。
- (2) 長田区内で実施される活動であること。
- (3) 地域の祭りなど、別に定める期間に実施される単発のイベントでないこと。ただし、特に区長が認めるときはこの限りではない。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (6) 神戸市のマスタープラン、区の施策及び方針に反する活動でないこと。
- (7) 法令等に違反する活動ではないこと。

2 モノづくり事業者においては、前項と合わせて長田区の地場産業（モノづくり）を通じて地域の活性化、地域のつながりを育む活動であること。

(助成金の額)

第 5 条 長田区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる立ち上げ期の地域づくり活動に対して、年度あたり、30 万円を上限として予算の範囲内で助成をすることができるものとする。

2 区長は、立ち上げ期を満了した地域づくり活動のうち、資金計画が充実しており、助成終了後も活動の継続が見込まれる自立支援期の活動に対して、予算の範囲内で助成をすることができるものとする。

3 区長は、第 2 項の活動のうち、活動開始から 4 年目の活動に対して、年度あたり、助成対象経費の 4 分の 3 以内であって、かつ、22.5 万円を上限として助成をすることができるものとする。

- 4 区長は、第2項の活動のうち、活動開始から5年目の活動に対して、年度あたり、助成対象経費の2分の1以内であって、かつ、15万円を上限として助成をすることができるものとする。
- 5 モノづくり事業者が申請する場合、助成金の額は、年度あたり、助成対象経費の2分の1以内であって、かつ、30万円を上限として助成をすることができるものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成の対象となる地域づくり活動の実施に要する経費のうち、当該年度内に支出されたもので、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 謝金
 - (2) 旅費
 - (3) 需用費
 - (4) 役務費
 - (5) 委託費
 - (6) 使用料
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。
- (1) 団体構成員の食料費及び打ち上げ、レセプション等にかかるもの
 - (2) 団体構成員の人件費及び報酬
 - (3) 使用耐用年数が概ね1年以上にわたり、かつ、取得金額が2万円以上の備品購入費
 - (4) 領収書がない等使途が不明のもの
 - (5) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第7条 申請団体は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める募集期間中に区長に提出しなければならない。ただし、同一団体、または実質的に同一団体とみなされる団体からの類似する複数の申請は認めないものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(書面による要件審査)

第8条 区長は、申請案件について、書面による審査を行い、第3条及び第4条各号の要件に明らかに該当しないと認められるときは、理由を付して、不採択として申請団体に対して通知するものとする。

(企画提案会の開催)

第9条 区長は、前条により不採択とならなかった団体に対し、企画提案会での提案説明を求めることができるものとする。

- 2 区長は、前条により提案説明を求められた申請団体が企画提案会を欠席した場合、不採択として通知するものとする。ただし、特に区長が認めるときはこの限りではない。

(長田区地域づくり審査委員会)

第10条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、長田区地域づくり審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置することができるものとする。

- 2 審査委員会は、申請書類及び企画提案会での提案説明により、活動内容を審査するものとする。

3 審査委員会は、公益性・計画性（実現可能性）・効果・先駆性・将来性を総合的に考慮して審査し、支援方法、支援金額についての意見を区長に報告するものとする。

（審査結果の通知）

第 11 条 区長は、補助金規則第 6 条第 1 項による助成金の交付予定額の決定を行うときは、助成金交付額決定通知書（様式第 5 号）により申請団体に通知するものとする。

2 前項の場合においては、区長は審査委員会の意見を尊重するものとし、助成金以外で支援できる方法があれば意見を添えて申請団体に通知するものとする。

3 第 1 項の場合において、区長は助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができるものとする。

4 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不採択通知（様式第 6 号）により申請団体に通知するものとする。

（活動の変更等）

第 12 条 前条第 1 項の助成金交付通知を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは計画変更申請書（様式第 7 号）を、区長に提出しなければならない。

2 採択団体は、補助金規則第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる承認を受けようとする場合は活動中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前 2 項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第 9 号）又は活動中止（廃止）承認通知書（様式第 10 号）により、採択団体に通知するものとする。

（活動報告書の提出）

第 13 条 採択団体は、補助金規則第 15 条に基づき地域づくり活動の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該活動の完了後、速やかに区長まで提出及び説明をしなければならない。

- (1) 活動報告書（様式第 11 号）
- (2) 活動実績報告書（様式第 12 号）
- (3) 収支決算報告書（様式第 13 号）
- (4) 領収書写し
- (5) 記録写真・パンフレット・チラシ等
- (6) その他区長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 14 条 区長は、補助金規則第 16 条による助成金の交付の確定を行ったときは、助成金交付額確定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

2 区長は、確定した助成金の交付額が、第 11 条第 1 項で通知した交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略できる。

（助成金の請求）

第 15 条 採択団体は助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第 15 号）を区長が定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を採択団体に支払うものとする。

(交付の特例)

第16条 採択団体は、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業等の完了前に概算払を受けようとするときは、助成金概算払交付請求書(様式第16号)を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、速やかに当該請求に係る助成金を採択団体に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を発行し、ただちに返還を命ずるものとする。

(助成金の取消等)

第17条 区長は、採択団体が、補助金規則第19条第1項各号に定めるもののほか、区長が助成金を交付するに不適当だと認めるときは、助成金の交付予定額又は交付確定額の一部若しくは全部を取り消すことができるものとする。

2 区長は、前項による助成金の交付予定もしくは交付確定額の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第17号)により当該団体に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(活動報告会)

第18条 区長は、助成金の交付を受けた団体に対し、活動報告会の開催等により活動報告を求めることができるものとする。

(活動の評価・調査等)

第19条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができるものとする。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見したときは、必要な是正措置を求めることができるものとする。

(活動報告書の備置き及び閲覧)

第20条 助成金の交付を受けた団体は、第13条第1項各号に定める書類、帳簿等を常に整備し、当該活動を完了し、又は廃止した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の翌年度から起算して5年間、主たる事務所に保存しなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書の閲覧の請求があった場合には、正当な理由があるときを除いて、これを閲覧させなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。